

外国籍選手に関する基準

第1条〔目的〕

本規程は、Wリーグ登録規程に定めるほか、外国籍選手の登録手続き、報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

第2条〔外国籍選手の区分〕

Wリーグに登録する外国籍選手を次の2種類に区分し定義する。

① A登録外国籍選手

外国籍選手のうち、B登録外国籍選手の条件に該当しない選手

② B登録外国籍選手

外国籍選手のうち、日本において3年以上の就学実績を有し、かつ、卒業後直ちに選手登録を希望する選手

第3条〔査証の確認〕

(1) Wリーグ会員チーム（以下「チーム」という）は、前条の区分を問わず、外国籍選手の登録に際し、Wリーグ登録規程の定める書類のほか、次の各号のいずれかを確認し、写しの提出を受けなければならない。

① 在留カード(表・裏)の写しの提出

② 在留資格が「特定活動」の場合は在留カード(表・裏)の写しと「指定書」の写し

(2) 日本と在籍国間の相互免除により査証を有しない外国籍選手及び観光査証により来日している外国籍選手は登録できない。

第4条〔報酬等〕

(1) チームがA登録外国籍選手に支払う報酬の上限は月額200万円（円建てとし、消費税を除く。以下上限金額を「サラリーキャップ」という）とし、当該金額には次の各号を含むものとする。

① インセンティブ（毎月支払われる固定報酬とは別に、当該選手の成果に応じて報酬として支払われる金銭及びこれに準ずるものをいう）

② 源泉所得税

③ エージェントフィー

④ 国民健康保険その他社会保険

(2) チームは、次の各号をA登録外国籍選手に支払うことができ、これらの支払は前項のサラリーキャップの適用外とする。各号の請求及び支払に関する手続等は、会員チームにて定めるものとする。

①赴任時及び帰任時の渡航費

チームとの契約に際し最初の赴任と契約終了後の帰任を対象とし、金銭ではなくビジネスクラスの航空券の支給による。選手本人の使用に限る。

②前号のほか契約期間中の帰国にかかる往復渡航費1回分

金銭ではなくエコノミークラスの航空券の支給による。選手本人が使用しない場合、家族（配偶者及び一親等の親族をいう）に使用させることができるものとする。

③通勤交通費

チーム活動の範囲内において必要な通勤にかかる交通費（電車、バス等の公共交通機関に限る。）を実費で支払うものとする。なお、チームによる乗用車の提供・貸与は認めないが、選手本人が自費で手配することは妨げず、乗用車通勤にかかる費用は選手負担とする。

④住宅関係費

賃料（敷金、礼金を含む）水道光熱費、通信費（ただし携帯電話の利用料は除く）、家具のリース費用その他国内での居住に必要な費用とチームが認めるものを対象とする。

⑤食費

チーム活動の範囲内において提供される食事（選手寮、チーム指定の食堂等での食事を含む）を対象とする。

⑥治療費

選手としての活動を継続するために必要な選手本人の治療費を対象とする。

⑦海外送金手数料

選手が国内に金融機関の口座を作成するまでの間に限り、国外の口座への送金にあたり生じる手数料を対象とする。

(3) チームがB登録外国籍選手に支払う報酬については、日本人選手にかかる規定による。

第5条〔施行〕

本基準は、2025年5月15日から施行するものとする。

以上

[改正]

2026年3月19日（第4条〔報酬等〕（2）①）